

日本遺伝子診療学会

ジェネティックエキスパート認定 更新手続について

【出願受付期間】

更新申請：2024 年 12 月 23 日（月）～2025 年 1 月 27 日（月）

【更新申請】

● 提出する申請書類等

1. 願書（第 1 号様式）＊氏名、捺印、写真貼付を確認
2. 学術活動申告書（第 2 号様式）
3. 学術活動申告用証明書台紙（第 3 号様式）
4. チェックシート（第 4 号様式）

＊受験手数料 7,000 円の払込票、または受領証のコピーを貼付のこと

● 提出先

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 株式会社毎日学術フォーラム内

日本遺伝子診療学会 ジェネティックエキスパート認定制度委員会

TEL：03-6267-4550 FAX：03-6267-4555 E-mail：maf-gene@mynavi.jp

● 更新手数料送付先

更新手数料 7,000 円は郵便振替にて下記口座に送金して下さい。

【銀行振替口座】みずほ銀行 出町支店 普通 No. 1555195

口座名義：日本遺伝子診療学会（ニホンイデンシシンリョウガクカイ）

● 振込、申請書提出用封筒

1. 受験料の振込明細書、受領証について

- 1) 受験料は上記方法で振込、振込の明細書または受領証のコピーを「ジェネティックエキスパート認定試験チェックシート」の添付欄に貼ってください。現金は受け付けません。
- 2) 口座番号、残高などが記載されている場合は、黒マジック等で塗りつぶします。
他人名や会社名で振込んだ場合は、自分の氏名を余白に記入してください。

2. 申請書提出用封筒

- 1) 角形 2 号封筒「240 × 332 mm、A4 用紙が折らずに入る大きさ」に上記提出先住所を記入し、簡易書留、宅配便または 600 円レターパックプラスのいずれかの方法で送付する。

● 学術活動報告書、学術活動申告用証明書台紙記載上の注意（第 2 号様式、第 3 号様式）

1. 学会および研修会・セミナーへの出席・参加の単位は下記細則 6 条を参考にして、合計が 50 単位以上になるように記入してください。50 単位を超える場合にはそれ以上記入する必要はありません。

2. 学術活動申告用証明について

1) 大会、フォーラム、セミナー、研修会出席：参加証・修了書のコピーを 1 部添付。

2) 演題発表：抄録またはタイトルや申請者名のわかるページのコピーを 1 部添付。

申請者の氏名に蛍光ペンなどでマークを付ける。

3) 論文掲載：別刷 1 部もしくは、論文表紙のコピーを一部添付。

* 上記を紛失しているときは、代わりに証明できる書類を添付してください。

* 紙面不足の際は、別紙を添付して下さい。

● 認定書の交付

必要書類を提出し、所定の更新手数料を納付した者に足して、理事会の議を経たのち、2025 年 4 月 1 日付けで認定証を交付する。

（日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート認定制度委員会）

第7条 規則第9条に定めるジェネティックエキスパートの認定更新は、次の各号により5年毎に行うものとする。

- (1) 認定されている5年間で細則第6条に定めた、学術活動による50単位以上の単位を取得すること。
- (2) 認定されている5年間で日本遺伝子診療学会大会に1回以上出席、日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート認定制度委員会が実施する臨床遺伝情報検索講習会に2回以上受講すること。
- (3) ジェネティックエキスパートの認定更新をしようとする者は、認定更新申請書(様式)に必要書類一式及び更新手数料7,000円分の郵便振替払込金受領証のコピーを添えて委員会事務局に提出しなければならない。

第6条 規則第3条第2号に定める単位取得の対象となる学術活動については原則として、以下のとおりとする。

対象	単位数
日本遺伝子診療学会大会出席	10(大会毎)
日本遺伝子診療学会大会での演題の筆頭発表	5(大会毎)
日本遺伝子診療学会大会での演題の共同発表	3(大会毎)
委員会が認めた遺伝医学関連の諸学会出席	5(学会毎)
(記各学会で遺伝医学あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査に関する演題を筆頭で発表した場合はそれぞれ5単位を加算できる。)	
日本遺伝子診療学会臨床遺伝情報検索講習会出席	10(講習会毎)
日本遺伝子診療学会主催のフォーラム出席	8(会毎)
遺伝医学に関するセミナー・研修集会出席	5(研修会毎、委員会にて評価)
専門誌への遺伝医学に関する論文掲載(筆頭者)	10(論文毎)
専門誌への遺伝医学に関する論文掲載(共著者)	2(論文毎、委員会にて評価)
遺伝医学に関する特別講演、教育講演、セミナー・研修会等の講師	5(行事毎、委員会にて評価)

申請資格として受験願書提出時に30単位以上取得した者、更新資格として50単位以上取得した者とする。
